

## 循環資源の貿易とリサイクル・システム—PET ボトルのリサイクルを事例として—

佐竹正夫 (東北大学)

本報告は、科研萌芽研究の共同研究（循環資源の貿易とリサイクル・システム）の私の担当分の研究の一部である。わが国は、20世紀の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を転換すべく、21世紀初頭に循環型社会構想を打ち立て、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を原則と掲げ、特に、廃棄物で有用なもの（循環資源）はできるだけ利用するような仕組み（リサイクル・システム）を構築しようとしている。

ところが、リサイクルを実現するための原料となる循環資源が中国を初めとする外国に流出（輸出）する事態が発生し、原料不足によってリサイクル産業が空洞化し、リサイクル・システムが回らなくなり、循環型社会構想が危機に陥っているといわれる。しかし、他方でむしろ国際的な資源循環を容認し、広く国際的な枠組みの中で循環型社会を考えるべきだという意見も存在する。この問題は、国際貿易における保護貿易主義と自由貿易主義の対立ともいえる。

本報告では、最終的にはこのような政策的な議論を考えるために、リサイクル・システムの理論的な枠組みを与えることを目的とする。特にPETボトルのリサイクル・システムを対象として、簡単なモデルを作り、輸出が市町村とリサイクル業者の行動を通じて、リサイクル・システムに与える影響を明らかにする。特に、当初は逆有償であった指定法人ルートの落札価格が年々低下して、近年では有償に転じたことに輸出がどのように関わっているのかを説明する。

市町村は分別収集したPETボトルを指定法人に無料（逆有償の場合）または有料（有償の場合）で引き渡す一方で、再商品化業者に直接引き渡す（独自処理）こともできる。再商品化業者は指定法人に入札を行い、逆有償の場合には委託金を貰い、また有償の場合には落札価格を払って、PETボトルを引取る。指定法人ルートで引取ったPETボトルは、それからフレークやペレットを作り、国内の再製品化業者に販売する。他方、独自処理で引取ったPETボトルは（ここで簡単化のため）輸出に回す（と想定する）。このような枠組みの中で、指定法人の落札価格と独自処理の価格が同時に決定されるモデルを作り、輸出の影響を検討し、それが実際の価格変化をどこまで説明しているかを検討する。

最後に、国内資源循環と国際資源循環の議論を検討する。改正容器包装リサイクル法（2006年）では、PETボトルは指定法人に引き渡すことが求められ、国内資源循環の方向が示された。しかし、この政策が十分な経済学的な検討を経て、決定されたようには思われない。本報告では、上述のモデルに即して、これらの政策的論議を貿易政策理論の視点から検討する。